

各区で無料法律相談会を開催します

- ▶ **場所・期日**  
東区(東部公民館)9月7日(日)、17日(水)  
西区(西部公民館)9月4日(木)、14日(日)  
南区(富合公民館)9月11日(木)、21日(日)  
北区(植木文化センター)9月18日(木)、28日(日)
  - ▶ **時間** 午後1時半～4時半
  - ▶ **定員** 6人(先着順)
  - ▶ **申込み** 8月5日から電話で熊本県弁護士会法律相談センター(予約専用 ☎325-0020)へ
- ※同一内容の再相談は受けられません。  
詳しくは、広聴課(☎328-2075)へ。

講演会・シンポジウム

「熊本市都市政策研究所」第9回講演会 **無料**

- ▶ **日時** 8月12日(火) 午後3時～5時
  - ▶ **場所** 国際交流会館7階ホール
  - ▶ **演題** 子どもが地域愛を育むプロセス—まちづくり・地域活性化原論として—
  - ▶ **講師** 千賀 裕太郎さん(東京農工大学名誉教授)  
※都市政策研究所からの研究報告も予定しています。
  - ▶ **定員** 200人(先着順)  
※講演会終了後に意見交換会(有料)を予定しています。
  - ▶ **申込み** 8月10日までに電話かインターネット(higomaru-call.jp)で氏名、電話番号をひごまるコール(☎334-1500)へ
- ※申込みをした方は、当日直接会場へお越しください。  
(都市政策研究所 ☎328-2784)



“人を見つめる”シンポジウム **無料**

- 東日本大震災で発生した津波、福島第一原発事故に伴う放射能汚染や風評被害など、目の前に横たわる様々な課題に立ちむかい「復興支援の活動」に取り組む福島のNPO法人の代表者を招き、思いをききます。
- ▶ **日時** 8月22日(金) 開場:午後1時 開演:午後1時半
  - ▶ **場所** 国際交流会館ホール(6階受付)
  - ▶ **対象** どなたでも
  - ▶ **定員** 200人(先着順)
  - ▶ **申込み** 電話またはファクス(370-2002)でひごまるコール(☎334-1500)へ  
(人権推進総室 ☎328-2333)

「熊本元気塾」の聴講生募集 **無料**

- ▶ **日時** 9月3日(水) 午後6時～8時
- ▶ **場所** 流通情報会館5階第1研修室
- ▶ **演題** 「伝統芸能を現代に～父から子へ、子から孫へ、継ぐこと、つなぐこと」
- ▶ **講師** 十世 片山九郎右衛門さん(シテ方観世流能楽師)
- ▶ **定員** 100人(先着順)
- ▶ **申込み** 8月31日までに電話で流通情報会館(☎377-2091)へ



年金・税

国民年金保険料の後納制度(納付期限の延長)について

国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると、それ以前の保険料を納めることができなくなりましたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる「後納制度」が利用できます。

過去10年以内の保険料を納めることで、将来受け取る年金額を増額したり、年金の受給資格が得られる可能性があります。

ご自身の年金記録については、ねんきんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)でご確認ください。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル0570-011-050またはお近くの年金事務所へ。

※後納制度は事前申し込みが必要です。審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。  
(国保年金課 ☎328-2290)

「熊本市市税納付案内センター」から市税の電話納付案内を行っています

市税の初期末納者を対象に、本市が委託した民間事業者から電話による納付案内を行っています。

なお、納付についての相談は、納税課および各税務課で受け付けています。

- ▶ **電話納付案内実施期間**  
来年3月31日まで  
※平日の午前9時から午後5時まで。  
土・日、祝日や夜間(午後8時まで)も必要に応じて実施します。
- ▶ **委託先** (株)アイ・シー・アール ☎221-2802
- ▶ **対象** 市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税の督促状発送者  
(納税課 ☎328-2204)

8月は市県民税第2期の納期です

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申込みください。  
(納税課 ☎328-2204)

ごみ

8月10日は「道の日」です みんなで道をきれいにしましょう!

8月10日の「道の日」にあわせて、県内のさまざまな道で一斉清掃を行います。自宅や会社の前の道など、一緒にきれいにしませんか。

- ▶ **日時** 8月8日(金)
- ▶ **内容** 県内道路の一斉清掃

※当日、午前7時～8時まで、白川公園周辺の道路清掃も実施します。  
詳しくは、道守くまもと会議(☎387-6671)へ。  
(土木総務課 ☎328-2475)



ごみ出しのルールを守りましょう

- ルール違反は付近の方々の迷惑になります。
- ① **きちんと分別しましょう**  
・分別の種類については「家庭ごみ・資源収集カレンダー」で確認してください。
  - ② **朝8時半までに、決められた日・決められた場所に出しましょう**  
・必ず、当日の朝から出してください。  
・各町内会などで決められた場所に出してください。  
・ごみの種類によって収集場所が異なる場合がありますので、注意してください。
  - ③ **ごみ置き場はきれいに使いましょう**  
・みんなで使う場所です。ルールとマナーを守って使ってください。

事業ごみは市の収集には出せません!

「事業ごみ」とは、店舗・事務所・病院・学校・農業など、業種や規模にかかわらず、事業活動に伴って生じたすべてのごみのことです。

事業ごみは、事業者の責任で適正に処理することが法律および条例で義務付けられています。たとえ、少量であっても、市の収集に出すことはできません。

事業者が自ら処理施設に持ち込むか、本市の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業の許可を持つ業者に処理を委託してください。

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

夏場の生ごみのおい

お困りではないですか? 家庭用生ごみ処理機の購入費を助成しています

市では、燃やすごみの約4割を占める生ごみの減量に取り組んでおり、減量に効果のある家庭用生ごみ処理機の購入費助成を行っています。

～生ごみ処理機のメリット～

- ① 生ごみを減らす(減量・減容)ことができます。
- ② においが気になりません。
- ③ ごみ出しの負担を減らすことができます。
- ④ 処理物(処理した生ごみ)は堆肥としてリサイクルできます。

【電気式】

▶ **助成額** 購入金額の3分の2(上限は5万円、100円未満は切り捨て)

▶ **基数** 1基まで

【非電気式】堆肥化容器(コンポスト)

▶ **助成額** 購入金額の3分の2(1基あたりの補助金額の上限は5万円、100円未満は切り捨て)

▶ **基数** 2基まで

※以前助成を受けた方でも、5年経過している場合は助成対象となります。

※生ごみ処理機を購入する際は、特性(処理時間、音、におい、電気代など)を確認のうえ購入してください。

助成を受けるには、条件があります。申込みなど詳しくは、ごみ減量推進課(☎328-2365)へ。

